

## 中野区子ども・子育て支援事業計画の策定について

### 1 子ども・子育て支援法の理念及び目指す姿

平成24年8月に制定された子ども・子育て支援法では、全ての子どもに対し、身近な地域において、法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、関連する諸制度との連携を図り、適切な保護や援助の措置を必要に応じて講じることにより、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指している。

区は、子ども・子育て支援制度の実施主体として、全ての子どもに良質な成育環境を保障するため、各家庭や子どもの状況に応じた子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行っていく。

### 2 計画の基本的な考え方

区は、「新しい中野をつくる10か年計画（第2次）」、及び「中野区次世代育成支援行動計画(後期計画)」を策定し、子どもと家庭を支える地域づくりと子育てしやすい環境整備を進めてきた。

区では、子ども達が健やかに成長できる社会を実現するため、これらの計画で掲げた基本理念や取組みの視点を踏まえ、新たな課題や区民ニーズに的確に対応した子どもと子育て家庭に関する総合的な計画として、「中野区子ども・子育て支援事業計画」を策定し、今後の子ども・子育てに関する取組みの基本的な考え方を示すこととする。

本計画においては、幼児教育・保育、子育てサービスの財政負担に留意するとともに、利用者負担の公平性について勘案することとする。

### 3 計画に盛り込む主な内容について

- (1) すこやかな妊娠・出産・育児の支援
- (2) 多様な子育てサービスによる支援
- (3) 特別な支援を要する子どもと家庭への支援
- (4) 子ども・子育てに関する情報提供・相談支援
- (5) 幼稚園、認定こども園、保育所等の整備方針
- (6) 幼稚園、認定こども園、保育所等の利用者負担のあり方
- (7) 学童クラブ等こども施設のあり方
- (8) 地域、家庭、学校の連携による子育て支援、健全育成
- (9) その他国・都が行う施策との連携に関する事項等  
(児童養護施設との連携、ひとり親家庭の自立支援等)

#### 4 策定に関する基本的な視点

- (1) 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画としての位置づけをもつものとする。
- (2) 子どもや子育て家庭を取り巻く社会環境について統計データ等を用いて明らかにするとともに、各事業の利用状況、利用希望を踏まえた需要量の見込みに基づき策定する。
- (3) 中野区次世代育成支援行動計画（後期計画）で掲げた事業の実績や指標の達成状況の検証、評価を踏まえ、今後の事業の方向性を明らかにするとともに、子ども・子育て支援施策の目指す5年後の姿及び重点的に進める取組みを示す。

#### 5 計画期間

平成27年4月から平成32年3月までの5年間とする。

#### 6 今後のスケジュール(案)

平成25年	8月	計画策定方針（案）の検討 子ども・子育て会議の設置
	10月～12月	子ども・子育て支援事業の評価、課題の抽出 ニーズ調査実施・集計
平成26年	1月～3月	事業見込量の算出・分析（都への報告・調整）
	4月～6月	新たな子ども・子育て支援のあり方を検討 事業見込量の確保方策を検討
	7月～9月	計画内容の検討（都への報告・調整）
	10月	素案公表、意見交換会
平成27年	1月	計画案公表
	2月	パブリック・コメント手続き
	3月	計画決定・公表

#### 7 その他

- (1) 「中野区子ども・子育て会議」における協議を踏まえて策定を行う。
- (2) 平成27年3月までの時限立法である次世代育成支援対策法に基づいた「中野区次世代育成支援行動計画(後期計画)」については、本計画の中に取り込むこととする。